



奨学金返済支援制度で若手人材を確保

令和7年度
全面リニューアル!!

Go!ひろしま

奨学金返済支援制度 導入企業応援補助金

企業イメージや従業員の
モチベーション向上に期待ができます。

補助率を**上げ**ました!!

補助上限額を**撤廃**しました!!

※補助対象経費は当初の計画の
返済月額・年額の範囲内

若年者の採用力の強化、従業員の定着、
人材確保に繋がります。

学生の**2人に1人**は奨学金を受給している時代!

手厚い支援と人的資本経営に 取り組むことで選ばれる企業に!

人的資本経営とは、人材を「資本」として捉え、人材への投資などを通じて、
その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値の向上を目指す
経営のあり方です。



広島県は従業員に対する返済支援を行う中小企業等を支援します。

一般企業枠

補助率

最長で3か年度

2
—
3以内

人的資本開示企業枠

補助率

最長で3か年度

3
—
4以内

※広島県人的資本開示ツールを用いて
作成した開示レポートをホームページで
一般公開している企業



※補助要件や公募要領
など詳細は県HPを
ご確認ください。

Go!ひろしま奨学金返済支援制度導入企業応援補助金

1. 補助金の概要

県内に本店・本社を置く中小企業等が、県内に勤務する採用1年目までの従業員を対象とした奨学金返済支援制度を有し、その制度に基づいて支払った手当等に対して、県がその一部を最長3か年度にわたり補助します。

補助率 **2/3以内**【一般企業枠】
3/4以内【人的資本開示企業枠】

上限額 なし (※補助対象経費は当初の計画の返済月額、年額の範囲となります。)



2. 補助対象となる従業員の要件

- ①雇用期間の定めのない従業員であること又は雇用期間の定めのない従業員として、採用予定であること。
- ②県内の事業所に勤務していること。
- ③前会計年度の3月1日以降に採用され、採用1年を経過していないこと。
- ④本人が奨学金等返済の義務を負っていること。 など



3. 人的資本開示企業枠で申請するための条件

- ①申請日において、「広島県人的資本経営研究会」の会員であること。
- ②研究会が提供する「広島県人的資本開示ツール」を使用して作成し、研究会事務局の事前確認を経た上で提出していること。
- ③申請日において、ツールを用いて作成した開示レポートを自社ホームページや広島県ホームページにおいて公開していること。

※人的資本開示企業枠で補助申請をご検討される場合は、入会から開示レポート公開まで時間がかかることがありますので、お早めに人的資本経営促進課までご相談ください。

【広島県商工労働局人的資本経営促進課 人的資本グループ】 電話:082-513-3340 FAX:082-222-5521

4. 日本学生支援機構「代理返還」も補助対象

「奨学金返還支援(代理返還)」とは、日本学生支援機構(以下、機構)の貸与奨学金を受けていた従業員に対し、企業等が返還額の一部または全部を機構に直接送金する制度です。

(※「企業等の返還支援(代理返還)システム(スカラク1)」の登録が必要になります。)

【企業メリット】

- ・法人税が給与として損金算入できるほか、「賃上げ促進税制」の対象になり得ます。

【従業員メリット】

- 支援を受けた額について、
- ・所得税が非課税となり得ます。
 - ・原則として、社会保険料の標準報酬月額の算定のもととなる報酬に含まれません。
- 詳しくは機構にお問い合わせください。

【日本学生支援機構奨学事業戦略部 奨学事業総務課 電話:03-6743-6029】



お問い合わせ先

商工労働局雇用労働政策課

広島県 奨学金 応援

検索



電話: 082-513-3424

ホームページ: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shogakukin-hensai-shien-hojokin.html>

